

よくある質問（Q&A）

番号	項目	質問内容	回答
1	手続き関係	市民課以外の部署の管轄の手続きも各支所で対応してもらえるか。	大変申し訳ございませんが、各部署の手続き対応を支所で行うことはできません。恐れ入りますが、市役所の各部署にてお手続きいただきますようお願いいたします。
2	手続き関係	各部署や関係機関で必要な手続きについて手続きの順番はあるか。	お手続きしていただく際の順番はありません。なお、各お手続き先で必要書類が異なりますので、必要書類を確認していただくようお願いいたします。
3	手続き関係	障がい者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の住所変更手続きは本人ではなく、代理人での手続きも可能か。	代理人の方でもお手続きをしていただくことが可能です。来所する際に、来所される方の身分証を持参してください。詳しくは担当課（障がい福祉課）TEL：0564-23-7674 までお問い合わせください。
4	手続き関係	マイナンバーカードは住所変更をする前でも有効か。	引き続き有効ではありますが、住所変更等の手続きは必要となります。
5	手続き関係	マイナンバーカードに関する手続きの詳細を教えてください。	詳細については担当課（市民課）TEL:0564-23-6800 までお問い合わせください。
6	手続き関係	住所変更通知は再発行不可とのことであるが、紛失してしまった場合はどうしたら良いか。	市民課窓口にて同一の内容が記載された住所変更証明書（無料）を交付可能です。※本庁及び各支所のみ発行可能です。市民サービスコーナー（イオンモール岡崎）では発行不可できません。
7	税務署関係	住宅ローン控除について、新住所で再度税務署に申告する必要はあるか。	税務署に確認したところ、再度申告する必要はないとの回答をいただいています。
8	税務署関係	令和8年度からの税務署への確定申告は、新住所で行えばよいか。	税務署に確認したところ、新住所で申告をして良いとの回答をいただいています。
9	登記簿関係	換地処分公告後、登記の書き換えの為に登記事務停止期間が設けられるとのことであるが、いつまで事務の受付が停止されるのか。	法務局に確認したところ、換地処分公告後、5か月程度要すると回答をいただいています。ご不便をおかけしますが、停止解除後には新ためて登記事務停止期間解除のお知らせを送付させていただきます。
10	登記簿関係	現在相続手続き中であるが、相続人に対し登記事務停止解除の通知は送付されるか。	相続人の方にも送付する予定です。
11	登記簿関係	不動産登記簿の変更はどのように対応するのか。	所在地や地積等が記載された表題部については、岡崎市にて変更手続きを行います。一方、所有者等が記載されている権利部については、所有者等の住所の変更は、各権利者様でご対応いただきますようお願いいたします。
12	登記簿関係	不動産登記簿の権利部の住所変更は必ずしなければいけないか。	令和8年4月1日から義務化されておりますので、なるべく早めにお手続きをお願いいたします。
13	登記簿関係	整理後の土地の地目はどうなるのですか。	区画整理登記後の土地の地目は、換地処分時の状況によって定められ、施行者が登記の手続きを行います。

14	郵便関係	郵便番号はどうなりますか。	変更された住所に合せて、新たな郵便番号となります。 換地処分公告（令和8年7月17日予定）の2か月程度前に郵便局ホームページに掲載予定と伺っています。また、別途市からも郵便番号を記載した『住所（所在地）変更手続きのご案内』を再度配布予定です。
15	郵便関係	旧住所宛の郵便については手続きをしなくても新住所へ届くのか。	およそ1年間は旧住所宛の郵便物も新住所への配達ができると確認しております。 ただし、必要に応じて早めに新住所を相手先にお伝えいただきますようお願いいたします。
16	その他	いつから町名・地番が新しいものになりますか。	換地処分公告（令和8年7月17日予定）の翌日（令和8年7月18日予定）から効力が生じます。
17	その他	町内会は変わるのか。	担当課に確認したところ、今のところ町内会の変更の予定はございません。
18	その他	アパートを所有しているが、住民には住所変更を通知しているか。 また、管理会社に連絡した方が良いか。	施行地区内に住民票がある方については、住所変更のお知らせを送付予定です。 また、岡崎市から管理会社への連絡はしておりませんので、必要に応じて地権者様から御連絡いただけますと幸いです。
19	その他	民間のインターネット契約等における個人の住所手続き方法を教えて欲しい。	相手先ごとに手続きが異なるものと思いますので、お手数ですが各自において各サービス利用先に御確認いただくようお願いいたします。
20	その他	変更前の住所地でふるさと納税をしたが、何か手続きは必要となるか。	既にワンストップ特例等、申請済のふるさと納税においては、新たな手続きは不要と確認しております。
21	その他	事業所、店舗等の所在地変更に伴う印刷物や看板の変更にかかる費用はどうか。	大変申し訳ありませんが、費用負担につきましては、事業所様、店舗様のご負担となります。
22	その他	どうして町名・地番は変更するのか。	今回の変更は土地区画整理事業によるものです。区画整理が行われると、新しく道路が造られ、今まで入り組んでいた町字界は道路に沿ったまっすぐな線へと変わる為、それに伴って町名や地番も新たに設定されます。